

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 生駒市高山町

三 測量の期間 令和三年二月八日から同年三月十九日まで